



## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成19年2月13日

長野県知事 村 井 仁

- 1 申請のあった年月日  
平成19年1月30日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人坂田山共生の森を愛する会
- 3 代表者の氏名  
卯之原 卯 吉
- 4 主たる事務所の所在地  
須坂市大字坂田60番地の3
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、広く一般市民に対して、坂田山共生の森の山林と自然環境の整備・保全に関する事業を行うとともに、里山の多面的利用促進を図ることにより、公益の増進に寄与することを目的とする。

NPO活動推進課

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年2月13日

長野県知事 村 井 仁

- 1 入札に付する事項
  - (1) 調達をする役務  
長野県電子計算機操作業務委託一式
  - (2) 役務の特質  
長野県電算業務に係る電子計算機操作処理
  - (3) 履行期間  
平成19年4月1日から平成20年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）
  - (4) 入札方法  
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 入札に参加する者に必要な資格  
次のいずれにも該当する者であることとします。
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入

札に参加することができないとされた者でないこと。

- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
  - (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先  
長野市大字南長野字幅下692-2  
（県庁専用郵便番号 380-8570）  
長野県企画局情報政策課  
電話 026 (235) 7071
  - 4 入札説明会の日時及び場所
    - (1) 日時 平成19年2月28日 午前10時
    - (2) 場所 長野県庁 西庁舎403号会議室
  - 5 入札手続等
    - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
    - (2) 郵送（書留郵便又は配達記録郵便に限る。）による場合の入札書の受領期限及び提出場所  
ア 日時 平成19年3月26日 午後5時  
イ 場所 長野市大字南長野字幅下692-2  
（県庁専用郵便番号 380-8570）  
長野県企画局情報政策課
    - (3) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時 平成19年3月27日 午前10時  
イ 場所 長野県庁 西庁舎108号会議室
  - (4) 入札保証金  
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
  - (5) 契約保証金  
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
  - (6) 入札の無効  
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
  - (7) 契約書作成の要否  
要します。
  - (8) 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。
- 6 入札に当たっての留意事項
    - (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県は、この契約を変更又は解除することができるものとします。
    - (2) 詳細は、入札説明書によります。
  - 7 Summary
    - (1) Nature of the service to be purchased:

Commissioned computer operation service for the prefectural government

## (2) Contract duration:

From April 1,2007 until March 31,2008

## (3) Contact place for information about the tender ;

Description/conditions/and other inquiries:

Information Policy Division, Planning Bureau,

Nagano Prefectural Government

692-2 Aza Habashita Oaza Minaminagano Nagano

City

TEL 026-235-7071 (Contact for inquiries)

## (4) Time and place for the tender:

Time: 10:00 AM March 27,2007

Place: Conference Room 108, Nagano Prefectural

Government West Annex

## (5) Time limit for tender by mail and the delivery

location:

Time: 5:00 PM March 26,2007

Place: Information Policy Division, Planning Bureau,

Nagano Prefectural Government

380-8570(Exclusive postal code for Nagano

Prefectural Government)

情報政策課

## 公告

上田市による西部地区の土地改良事業の工事について、次のように完了の届出がありました。

平成19年2月13日

長野県上小地方事務所長 田中利明

- 1 土地改良事業の名称  
基盤整備促進事業
- 2 土地改良事業の施行についての認可年月日  
平成9年2月12日
- 3 土地改良事業を行った者の名称  
上田市
- 4 事務所の所在地  
上田市真田町長7178番地1
- 5 工事着手年月日  
平成9年2月20日
- 6 工事完了年月日  
平成11年3月30日

農地整備課

## 公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、長野県知事、長野県教育委員会及び長野県監査委員から、平成18年度定期監査の結果に関する報告(第1回)に基づき次のとおり措置を講じた旨通知がありました。

平成19年2月13日

長野県監査委員 樽川通子

同 東方久男

同 宮澤敏文

## 監査の結果に関する報告に基づく措置

監査対象機関	監査の結果	措置の内容
土木政策課	建設工事の発注時に、「審査等設計書チェック体制の充実強化」の通知等により設計書の積算内容の審査について充実強化が行われているが、設計上当然計上すべき内容が不足していたり、設計計算内容等が未確認のまま工事発注されている場合がある。このため、設計ミス防止の観点から、工事発注時や施工承認時の構造計算・安定計算の審査の実施を検討するとともに、さらに委託成果品の検収時点での審査強化を行うよう検討すること。(検討事項)	設計書の審査については、「設計書審査チェックリスト」のチェック項目を見直すとともに、工事発注時及び施工承認時に担当者以外の複数の者が審査を行う「ダブルチェック・クロスチェック」を徹底し、設計ミスの防止を図ることとした。 設計業務委託に係る設計照査については、「詳細設計照査要領」に基づき実施しているが、成果品の一層の品質向上と正確性を確保するため、受託者側の照査技術者の立ち会いのもとに確認を行うなど、審査を強化することとした。
県立病院課	県立病院会計において、平成16年度以前に発生した過年度未収金額が5県立病院合計で90,410,777円あることから、各病院と連携して効果的な縮減、徴収方策を検討すること。(検討事項)	未収金リストに基づき、処理要領に沿って病院ごとに電話や文書で督促の上、臨戸徴収を行っている。 生活困窮者に係る4,000万円については、分納中であり、一括払が困難な者に対しては、引き続き分納を促進していく。 本人死亡や自己破産等については、法的な対応も含め各病院と連携を取って対応していく。
蘇南高等学校	平成16年度及び17年度の部活動指導関係の教員特殊業務手当において、規定の適用誤りにより合計で164,050円が支給されず、追給が必要となるものがあつた。(指摘事項)	平成18年10月2日までに全ての追給処理を完了した。 平成18年度からは、職員に対して給与制度や関係情報の周知を徹底する等により、適切な事務処理をするよう改善した。

<p>高校教育課</p>	<p>教育職員の特殊勤務手当の支給に係る取扱要領のなかで、部活動指導関係の支給区分及び金額にあいまいな記載があり、高等学校において手当額の支給を誤ったものがあったため、取扱要領を明確な記載に改めるよう検討すること。(検討事項)</p>	<p>教育職員の特殊勤務手当の支給に関する取扱要領のあいまいな記載を、以下のとおり改正した。</p> <p>1 改正内容 「土曜日若しくはこれに相当する日」の記載を「半日勤務時間を割り振られた日」に改正する。</p> <p>2 適用年月日 平成19年1月1日</p>
<p>監査委員事務局</p>	<p>前丸山勝司代表監査委員に公務用として貸与していた携帯電話について、不適正な使用が行われたことにより県の支出額371,579円が不当な公金の支出と認められた。(指摘事項)</p>	<p>不当な公金の支出と認められた支出額については、丸山勝司から利息を付してその全額が返還された。今回の経過を踏まえ、今後監査委員は原則として公用の携帯電話を所持しないこととした。また、今回の問題を厳粛に受け止め、監査委員の職務を具体化した規程の検討及び監査委員事務局の内部牽制が有効に機能するような事務処理制度への改善に取り組むこととした。</p>

監査委員事務局